

第1391回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年3月22日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 委 員 鈴木 晶子

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1390回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案12件、報告1件

イ 非公開の承認

議案5件、報告1件については、訴訟に関する案件、人事に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第41号 京都市図書館の組織及び運営に関する規則の改正について

(事務局説明 松野 生涯学習部担当部長)

中央図書館・右京中央図書館・伏見中央図書館・醍醐中央図書館の4つの中央図書館の土曜日の開館時間に関する規定を改正する。

現在、土曜日は午後5時までの開館としているが、平成30年度から、土曜日の開館時間を、休日を除き7月・8月の2か月間、「午後7時まで」に変更する。

京都市図書館では、昭和56年の中央図書館開館時から、民間活力の活用として現在の公益財団法人京都市生涯学習振興財団に運営を委託することで、全国に先駆け土曜・日曜・祝日の開館や夜間開館を実施するなど、市民サービスの向上に取り組んできた。

特に、夜間開館については、平日は地域の実情に応じた曜日・時間帯を設定し、全館で実施しているが、土曜・日曜・祝日については午後5時閉館となっている。

しかし、利用者から土曜・日曜・祝日の開館時間を延長してほしいというご要望、特に土曜日の開館時間延長を望む声を多くいただいていた。

そこで、午後5時でも比較的明るい時期に、経済的で効率的な開館を検証するため、平成28年5月から8月、平成29年6月から9月の、それぞれ4か月間、4つの中央図書館で、土曜日の開館時間を午後7時までとする夜間開館の試行実施を行った。

その結果、館ごとに少しばらつきはあるが、4館合計で見ると5月・6月・9月の土曜夜間は平日夜間と比べて80%程度の利用にとどまり、一方、7月・8月は100%を超える利用となった。

土曜夜間の時間帯ごとの入館状況は、午後6時以降の1時間が、午後5時台の1時間と比較し60%程度まで減少する結果となった。

また、学校の夏季休業期間に入ると、土曜の夕方以降もゆったり利用される家族連れも多くみられた。

次に、試行期間中に利用者アンケートを実施した結果、開館時間の希望としては70%を超える方が「午後7時まで」を希望され、実施時期は「1年を通しての実施」を希望される方が60%～70%程度おられた。

また、開館時間延長を歓迎するご意見が寄せられた一方で、

- ・夕方が暗い時期は利用者が減るので明るい時期だけでいい。
- ・夜間開館は便利で良いと思うがコストがかかる。
- ・利用者が多い時期・少ない時期を見極めて実施するのが望ましい。
- ・利用者数を見て職員の負担の無い程度でいい。

などの御意見もいただいた。

夜間開館を実施するには、職員体制としてはローテーションを組む必要があり、その

分人件費が必要となり、また開館時間が長くなるため光熱水費等の運営費も増加する。

こうした利用状況、アンケート結果、御意見等を踏まえ、また、経済的・効率的な夜間開館実施の観点から、4つの中央図書館において、午後7時でも明るく、利用が平日夜間より増加する7月・8月の2か月に限定して、午後7時までの土曜夜間開館を本格実施することとし、今回規則の改正を行う。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 2年間の試行実施結果を踏まえ、まずは4つの中央館図書館で、かつ、7月・8月の2か月に限定して実施するというものだが、引き続き利用者からの御要望等を聞いていきたい。

(議決)

教育長が、議第41号 京都市図書館の組織及び運営に関する規則の改正について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第42号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

洛陽工業高校及び伏見工業高校全日制については、両校を統合・再編し平成28年4月に京都工学院高校を開校したことから、平成28年度以降の新入生については募集を停止している。

両校の最後の入学生であった、平成27年度入学生徒については、3月1日に伏見工業高校全日制の卒業式を実施し、147名の卒業生を送り出した。また、3月3日には洛陽工業高校の卒業式を実施し、119名の卒業生を送り出した。本議案は、閉校等に伴う手続きとしての規則改正である。

なお、伏見工業高校定時制については、平成30年度以降も引き続き現在の校地において教育活動を行うこととなるため、伏見工業高校の学校名は存続する。

本規則の改正内容としては、各高校に設置している課程・学科を定めた別表第1、及び、各高校の学期を定めた別表第2について、洛陽工業高校と伏見工業高校の全日制に係る部分を削除するものである。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第42号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第43号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第44号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第45号 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第46号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第47号 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

議第43号から47号について、一括して御説明申し上げます。

議第43号は、教職員の昇給制度及び学校事務職員の昇格時号給対応表等について改正するものである。

まず、昇給制度については、1月11日の教育委員会にて、55歳を超える教職員については「昇給しないこと」及び「平成32年度まで経過措置を設けること」について審議いただき、条例改正案が可決されたことに伴い、勤務成績が「特に良好」であった場合に限り昇給するよう取り扱うことについて、規則で規定整備を行うものである。

次に昇格時号給対応表の見直しについてであるが、学校事務職員給料表の適用を受ける者が、上位の号給から、次の級に昇格する場合の昇格メリットを抑制する。「昇給制度の見直し」と同様、市総体として、高齢層の給与水準を抑制するための措置である。

例として、3級の最高号給である149号給から4級に昇格した場合の改正前と改正後の級号給及び給料月額を資料に記載している。改正前は昇格すると4級の93号給になり、給料月額は394,600円だが、改正後は4級の86号給になり、給料月額は390,400円となり、昇格メリットが4,200円縮減される。

なお、教育職員給料表については、給与費移譲前の京都府制度時に、既に昇格メリットの縮減が行われており、今回は見直しの対象外となっている。

その他、京都市立義務教育学校条例の制定に伴い、必要な文言修正を行う。

本規則の実施時期は平成30年4月1日とする。

次に、議第44号は、京都市立学校給食調理員の昇給制度について、本市の他の常勤職員に準じて改正するものである。先程の議第43号と同じ趣旨での見直しだが、教職員と異なり、人事評価の給与への上位反映を行っていないため、勤務成績に関わらず、一律に昇給しない。

なお、他の常勤職員と同様、平成30年4月から平成33年3月までを経過措置期間

とし、この間においては、1号給昇給することを標準とする。

本規則の実施時期は平成30年4月1日とする。

次に、議第45号は、教職員の退職手当の支給水準等について、本市の他の常勤職員に準じて改正するものである。

退職手当の支給水準については、民間給与との均衡を図るため、国において、概ね5年ごとに調査が行われている。今年度、公務が民間を78万1千円上回るとの結果が公表され、国において平成30年1月から引下げが実施されたことを受け、本市でも国に準じた見直しを行う。

退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由や勤続年数に応じた支給率をかけあわせた額が基本額となるが、今回、長期間勤務した場合の最大の支給率が、49.59月分から47.709月分に、約3.79%引き下げられ、各勤続年数等に応じた支給率も同じ割合で引き下げられる。例として、教諭として定年退職する場合を挙げると、約80万円の減額となる。

なお、本規則の実施時期については、業務の継続性や市民サービスの安定的な提供を図る観点から、平成30年4月1日とする。したがって、今年度末退職者については、従来どおりの水準で支給されることになる。

次に、議第46号は、現在の育児部分休務は、教職員が小学校入学から8歳までの子の養育を行う場合、1日を通じて最大で2時間まで職務に専念する義務を無給で免除するものである。

今回の改正は、子育て支援の充実を図るため、市長部局で改正されることに伴い、教育委員会においても、教職員の育児部分休務の対象となる子の年齢要件を8歳から9歳に引き上げるものである。また、現在、教職員が骨髄バンクの登録・骨髄の提供をする際は、必要な期間について職務に専念する義務を免除している。今回、骨髄提供者休務の対象団体である「公益財団法人骨髄移植推進財団」の名称が「公益財団法人日本骨髄バンク」に変更されたこと、また将来的に再度の名称変更や対象団体が拡大された場合を想定し、対象事業に係る文言を「公益財団法人骨髄移植推進財団が実施する骨髄バンク事業」から「別に定める骨髄バンク事業」に改め、具体的な対象団体等は要綱等、下位の規程で別に定めるものである。

最後に、議第47号についてである。部活動指導員の導入については、この間、学校における働き方改革推進の一環として2月8日の教育委員会でも報告させていただいているところであるが、国において学校教育法施行規則の一部が改正され、平成29年4月から教員に代わって単独で部活動の指導や生徒の引率を行うことができる「部活動指導員」が学校職員として位置づけられたことを受け、本市においても、部活動の充実と教員の時間外勤務縮減を目的に、昨年の10月から中学校5校において学校職員である非常勤講師を充て試行的に配置している。試行実施校からはいずれも好評価を得ており、この成果を踏まえ、30年度から単独で任用できるよう、学校職員として「部活動指導員」の職を設置する。5月1日から配置する予定である。

本市の学校職員として明確に位置づけるべく「京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則」において「部活動指導員」の職名を追加するものである。

(委員からの主な意見等)

【在田教育長】 京都府の退職手当引下げの実施時期はいつか。駆け込み退職はあるのか。

【事務局】 京都府は国と同じ平成30年1月1日実施であるが、引下げ前に退職してもメリットが限定的であり、駆け込み退職が発生するとは考えにくい。

(議決)

教育長が、議第43号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、その他4件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告1件、議案5件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 報告事項

報告1件について、訴訟に関する案件であり、非公開。

カ 議決事項

議第48号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第49号 京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第50号 京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第51号 京都市教育委員会辞令の交付に関する規則の制定について

議第52号 人事について

(事務局説明 吉武 総務課総務人事係長)

資料に基づき説明。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第48号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について、その他4件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月9日 シェイクアウト訓練(京都市一斉防災行動訓練)

3月13日 市会教育福祉委員会

3月13日 スポーツ庁有識者会議「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」指針案とりまとめ

3月22日 京都市平安創生館リニューアルオープン

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長